

株式会社 新生商会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年9月1日～2028年8月31日までの5年間

2. 内容

目標：社員一人当たりの有給休暇取得率を70%以上とする

<取組内容>

- 2023年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年 10月～ 計画的な社内周知を行う
- 2023年 10月～ 事前申告申請を確実にし、計画的に有給休暇を取得できるように業務を分担する